

消費税法改正に伴う

「アクアス5」導入費およびメンテナンス料金に関するお知らせ

謹啓

消費税（地方消費税を含む）につきまして、昨年8月に「社会保障の安全財源確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）が公布され、平成25年（2013年）10月1日の閣議で、平成26年（2014年）4月1日からの消費税率を現行の5%から8%へ引き上げることが正式に決定されました。

この度の消費税法等の改定に伴い、平成26年4月1日からの「アクアス5」導入費、標準工事費、およびメンテナンス料金は、新税率8%の税額が適用になります。

なお、平成26年3月31日までに申し込まれた場合、導入費および標準工事費につきましては平成26年4月1日以降のご入金も税率5%でお受けいたします。

今後とも、お客さまにご満足いただける浄水サービスを提供してまいりますので、引き続き弊社の「アクアス5」をご愛顧のほど宜しくお願い申し上げます。 謹白

※ 現在、「アクアス5」において消費税率5%のメンテナンス料金でご契約を頂いておりますお客さまにつきまして、平成26年4月1日以降振替のメンテナンス料金に当たります場合は、消費税率の8%が適用になります（メンテナンス料金の各戸へのご案内は行わない予定ですのでご了承くださいませようお願いいたします）。